

議員提出第6号

福島第一原子力発電所事故に伴う政府の適切かつ明確な行動を  
求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年6月16日

提出者 吉川市議会議員 安田真也

賛成者 吉川市議会議員 稲垣茂行

〃 遠藤義法

〃 野口博

〃

〃

〃

吉川市議会議長 日暮進様

提案理由 口頭

## 福島第一原子力発電所事故に伴う政府の適切かつ明確な行動を求める意見書

3月11日に発生した東日本大震災・大津波の被害を受け、東京電力福島第一原子力発電所では放射能漏れという大事故が発生をした。しかしながら、政府はその事実を明らかにせず、大震災の被災者そして原子力発電所の近隣住民のみならず、多くの国民、特に小さな子供をもつ保護者に大きな不安を与えている。その不安はまず、放射線量などの数値が明らかでないこと、現状の放射線量でどのような疾病が起きる可能性があるのか、除染の方法が不明確であること等が挙げられる。地方自治体では住民要望等を受け、独自に放射線量測定機を購入し、測定をしているところも多いが、独自で行っているため自治体によってさまざまな方法、さまざまな機材、さまざまな測定機で統一性がない。

本来、原子力政策は国の管轄・所管事項である。よって国民を不安にさせることの無いよう、下記要望する。

### 記

1. 政府は地方自治体に対し、放射線量測定・公表に関わる予算措置、統一基準を策定し、必要な助言を行うこと。
2. 政府は子供の年間許容量の見直しと、被ばく線量軽減のための措置を早急に講じること。
3. 政府は爆発によって生じた放射性奇ガス（キセノン133）による被ばくの影響を公表すること。
4. 政府は国民の不安解消のため放射線に関わる情報を公開すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年6月16日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣